

(案)

別添

議案第 号

豊山町国民健康保険税条例の一部改正について

豊山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 年 月 日提出

豊山町長 鈴木 幸 育

豊山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊山町国民健康保険税条例(昭和43年豊山町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第23条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の豊山町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提出理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い関係条文を改正する必要があるからである。